

注 文 書

1 契約番号 2026000080

2 件 名 自家用電気工作物保安管理業務（岩出山総合支所）

3 場 所 大崎市岩出山字船場21

4 期 間 令和 8年 4月 1日 から
令和11年 3月31日 まで

5 別添書類

- (1) 仕様書
- (2) 参考明細書

6 担 当 課 大崎市岩出山総合支所 地域振興課

自家用電氣工作物保安管理業務（岩出山総合支所）仕様書

1 業務施行施設及び所在地

大崎市役所岩出山総合支所
大崎市岩出山字船場 21

2 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで 3年

3 業務内容

（1）定例業務

- ①点検については、月次点検（別紙の点検頻度）、年次点検（年1回）、臨時点検（必要な都度）とし、巡視点検、測定及び試験の結果、経済産業省令に定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導及び助言を行うこと。
- ②電氣工作物の事故発生の場合は、応急措置等を指導するとともに、事故原因の究明に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導又は助言し、必要に応じ臨時点検を行うこと。

（2）定例外業務

- ①他から移動して非常用予備発電装置を設置する場合は、検査及び指導を行うこと。

（3）官庁手続きに關すること

- ①自家用電氣設備に關する必要な手続きを行うこと。

4 設備内訳

（1）受電設備

- ①責任分界開閉器
- ②電線及び支持物
- ③引込ケーブル
- ④避雷器（付属開閉器を含む）
- ⑤引込断路器、開閉器
- ⑥計器用変成器（VT・CT）
- ⑦受電用遮断器・電力ヒューズ
- ⑧母線（碍子OS・DS含む）
- ⑨動力用変圧器、電圧用変圧器（PCS等を含む）
- ⑩高圧進相コンデンサ
- ⑪保護継電器
- ⑫高圧盤
- ⑬低圧配電盤
- ⑭漏電警報器
- ⑮接地装置全般
- ⑯蓄電池装置
- ⑰キュービクル

（2）電線路及び配電設備

- ①高圧ケーブル
- ②配電盤及び分電盤
- ③低圧配線全般

（3）負荷設備

①電動機

②照明設備

③開閉器

④遮断器

⑤低圧配線全般

⑥接地装置全般

(4) 予備発電装置

①原動力設備、発電機設備全般

②起動装置全般

5 支払条件

月払い

6 その他

(1) 入札金額については、業務委託期間に係る総額（消費税抜き）とする。

(2) 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

7 暴力団等の排除について

(1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。

以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。

(2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

(1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。

(2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

自家用電気工作物保安管理業務(岩出山総合支所)参考明細書